

【資料 1】

Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務 委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「Let's コネクトデジタル未来ふれあいイベント企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

(1) 業務名

Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務委託

(2) 業務の仕様等

【資料 2】Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務委託仕様書

のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

(4) 委託額の上限

11,965,250 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 事務局

秋田県企画振興部デジタル政策推進課 調整・DX 推進チーム

住 所 〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 番 1 号（秋田県庁第二庁舎 5 階）

電 話 018-860-4271 E-Mail joho@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 | 令和 7 年 5 月 19 日（月） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和 7 年 5 月 27 日（月） |
| (4) 参加資格確認申請書の受付 | 令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和 7 年 6 月 3 日（火） |

(6) 企画提案書の受付	令和7年6月6日（金）午後5時まで
(7) プレゼンテーション審査	令和7年6月11日（水）
(8) 企画提案書審査結果の通知	令和7年6月12日（木）
(9) 契約締結	令和7年6月中旬

4 企画提案競技

(1) 応募に必要な書類は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ（コンペ情報）」及び「デジタル政策推進課」に掲載します。

(2) 掲載書類

ア 【資料1】Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務委託企画提案競技実施要領（本書）

イ 【資料2】Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務委託仕様書

ウ 【資料3】Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画運営業務委託企画提案競技審査要領

エ 【様式1】質問票

オ 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

カ 【様式3】会社概要

キ 【様式4】企画提案書

5 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者、若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者、若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて日本語で速やかに対応できる体制を整えていること。

6 実施要領等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和7年5月23日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

【様式1】質問票により、提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の手続き名「Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント質問票の提出」から提出してください。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/2509337167238023591>

(3) 回答方法

質問及び回答の内容を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ（コンペ情報）」及び「デジタル政策推進課」に掲載します。

7 企画提案競技への参加申込

企画提案競技へ参加しようとする者は、次の書類を2の事務局に提出してください。

(1) 提出書類

ア 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

イ 【様式3】会社概要

※様式中の項目が網羅されている資料（会社パンフレット等の電子データ）での代用も可能です。

(2) 提出方法

提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の手続き名「Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画提案競技参加資格確認申請書の提出」から提出してください。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/2776920584742912761>

(3) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時まで

(4) 確認結果

電子メールで通知します。

(5) 留意事項

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ・提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。

- (6) 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに2の事務局に連絡してください。

8 審査書類の作成及び提出

企画提案競技への参加者は、次の書類を2の事務局に提出してください。

(1) 提出書類

ア 【様式4】企画提案書

サイズはA4版とし、様式中の項目を網羅してください。

※様式中の項目が網羅されていれば、任意の様式による提出も可能です。

イ 見積書 1部

企画提案書のイベントを実施するための見積書と積算根拠を明らかにした見積内訳を提出してください。

なお、見積額が「1(4)委託額の上限」を上回った場合は審査の対象としません。

(2) 提出方法

それぞれの電子データ（PDFファイル）を提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の手続き名「Let's コネクト！デジタル未来ふれあいイベント企画提案書の提出」から提出してください。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/1135472092194031534>

※添付ファイルの最大サイズは10MB

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで

(4) 留意事項

ア 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。

イ 提出できる企画提案書は、1 参加者 1 案とします。

ウ 2 の事務局が受理した提出書類は、これを書き換えたり撤回することはできません。

9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

審査はプレゼンテーション審査とし、企画提案審査会（以下「審査会」という。）で優れていると認められた順に順位を付け、委託候補者を選定します。

(2) 結果の通知

審査の結果は、速やかに企画提案競技参加者に電子メールで通知します。

10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記 9 により選定された委託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結します。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時に仕様書の一部として取り扱います。契約の締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合があります。その場合は、委託契約額を協議により別途決定します。

(3) 契約保証金

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第 4 号、以下「規則」という。）第177条第 1 項に基づき、契約額の10分の 1 以上に相当する額を契約保証金として納付する必要があります。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除します。

イ 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付します。

11 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止します。
- (2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。
- (3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

12 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとします。
- (5) 本件企画提案に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとします。